

愛媛県カーリング協会 会費規定

(目的)

第1条 この規定は、愛媛県カーリング協会（以下「本協会」という）が、会則第7条の規定に基づき会費等について定める。

(入会手続)

第2条 本協会に入会しようとする者は、別紙様式の入会申込書に記入の上、第3条に定める年会費を添えて申し込まなければならない。

(年会費)

第3条 会員は、原則8月末までにその年度の会費を納入するものとする。

2 年会費の額は、次のとおりとする。

個人会員 35,000円

ただしJCAで規定する学生 18,000円

JCAで規定する小・中学生 4,000円

賛助会員 105,000円

名誉会員 納めることを要しない

第4条 毎年12月25日までに会費を納入しない個人会員は退会したものと
する。ただし、特別な事情により納入期限を猶予することがある。

附則 この規則は平成22年6月19日から施行する。

改正 (1) 平成24年6月24日

(2) 平成26年6月21日

(3) 平成27年11月14日

(4) 平成28年6月21日

(5) 平成29年7月29日